#### $\bigcirc$ 玉 土 交 通 省 告 示 第 七 百 八 + 五 号

建 築 物 エ ネ ル ギ 1 消 費 性 能 基 準 等 を定  $\emptyset$ る 省 令  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 <del>(</del>令 和 元 年 玉 経 土 済 交 産 通 業 省 省 第

八 三号)の 十三号) 年国土交 第 施 通 七 行 省 条 に 告 伴  $\mathcal{O}$ V ; 示 規 定 第 を 及 兀 実 び 百 八 施 建 + す 築 九 る 物 号) た  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 工 ネ  $\mathcal{O}$ 建 ル 築 ギ 部 を 物 次 消  $\mathcal{O}$ 費  $\mathcal{O}$ 工 ネ 性 ょ う 能 ル に ギ  $\mathcal{O}$ 改 1 向 正 消 上 費 に L 関 た 性 す  $\mathcal{O}$ 能 る で  $\mathcal{O}$ 表 法 律 告 示 に 示 (平成二十 関 す る。 す Ź 指 七 針 年 平 法 成二 律 第  $\overline{+}$ 五.

令 和 元 年 +月 +五. 日

玉 土交通大臣 赤 羽 嘉

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 た 部 分をこれ に 順 次 対 応す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を付

L

た

部

分

 $\mathcal{O}$ 

ょ

うに

改

 $\Diamond$ 

る。

- 1 -

改 正 後

建築物の販売又は賃貸を行う事業者(以下「販売・賃貸事業者」という。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下 「法」という。)第7条の規定に基づき、次に定めるところにより、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めるものとする。

### . 遵守事項

販売・賃貸事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する場合においては、(1)の表示事項について、(2)の表示方法により、(3)に留意して、表示するよう努めるものとする。ただし、法第36条第3項の規定に基づき表示を付する場合にあっては、本指針で定めるところにより表示をしたものとする。

# 1) 表示事項

表示を行う事項は次のとおりとする。ただし、⑤から⑦まで<u>の</u>設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量は、非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。)にあっては同号イの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法、同号ロの設計一次エネルギー消費量及び基準を加速を通りに対しまが、一次エネルギー消費量の算出方法、同号ロの設計一次エネルギー消費量及び基準で、大工・大工・活費量の第1次が、10分割に対し、10分割とでは、10分割とでは、10分割とでは、10分割とにより第出された数値から、同令第2条第1項及び第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値とし、第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値とし、10分割に対応である方法により第出された数値から、同令第2条第1項及び第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値とし、10分割を対し、10分割に対応である。以下同じ

改正前

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第6条第2項に規定する住宅事業建築主その他の建築物の販売 又は賃貸を行う事業者(以下「販売・賃貸事業者」という。)は、法 第7条の規定に基づき、次に定めるところにより、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めるものとする。

## 1. 遵守事項

販売・賃貸事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する場合においては、(1)の表示事項について、(2)の表示方法により、(3)に留意して、表示するよう努めるものとする。ただし、法第36条第3項の規定に基づき表示を付する場合にあっては、本指針で定めるところにより表示をしたものとする。

# 1) 表示事項

。以下同じ。)にあっては同項第3号 $\pi$ (1)の設計一次エネル 。)にあっては $\overline{\square}$ 号 $\underline{\square}$ (1) $\underline{N}$  $\underline{U}$ (2) $\underline{\square}$ の設計 $\underline{\square}$ の表計 $\underline{\square}$ 。なする。 項及び第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値 認める方法により算出された数値から、同令第4条第1項及び第 の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と 費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書 された数値から、同合第2条第1項、第3条第1項、第4条第1 ギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法により算出 5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値とし、 (同令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう

#### $1^{\sim}6$ (器)

非住宅部分が同項第1号に適合し、かつ、住宅部分が同項第2 号口に適合している場合を含む。) は、その旨 えないとき (住宅にあっては、基準省令第1条第1項第2号ロ (3) の基準に適合している場合を、複合建築物にあっては、 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超

# ⊗~ (iii)

(3)

その他の事項

空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じ の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲 物を二以上の用途に供する場合にあっては、回令第10条第1号イ <u>いう</u>。以下同じ。)を、用途及び<u>同令第1条第1項第2号イ(1</u> 空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を にあっては年間熱負荷係数(基準省令第10条第1号イの屋内周囲 に応じて基準省令別表に掲げる数値で除した数値(非住宅建築 外皮性能を表す数値を表示する場合にあっては、非住宅建築物 (i)及び(ii)の増減の区分(以下「増域の区分」という。

> 第3号ロ(1)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネル 適切に評価できる方法と認める方法により、複合建築物(同項第 項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値とする。 <u>省令</u>第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1 ギー消費量の算出方法<u>によりそれぞれ</u>算出された数値から、 1号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。)にあっては同項

# D~6

非住宅部分が同項第1号に適合し、かつ、住宅部分が同項第2 号口に適合している場合を含む。)は、その旨 えないとき(住宅にあっては、基準省令第1条第1項第2号ロ (2) の基準に適合している場合を、複合建築物にあっては、 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超

## ®~ (iii)

#### (2) (器)

#### (3) その他の事項

面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた基準省 の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床 用途に供する場合にあっては、<u>基準省令</u>第10条第1号イの各用途 準省令別表に掲げる数値で除した数値(非住宅建築物を二以上の <u>言う</u>。以下同じ。)を、用途及び<u>基準省令第1条第1項第2号イ</u> 空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を にあっては年間熱負荷係数(基準省令第10条第1号イの屋内周囲 (1)の地域の区分(以下「地域の区分」という。)に応じて基 外皮性能を表す数値を表示する場合にあっては、非住宅建築物

出された数値を、住宅にあっては同令第1条第1項第2号イ(1 加重平均した数値で除した数値とする。)又は国土交通大臣がエ 積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同令別表 の用途に供する場合にあっては、同令第10条第1号イの各用途の ネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により た同令別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率又は同号イ(1 た数値で除した数値とする。)を、複合建築物の住宅部分にあっ 屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面 表に掲げる数値で除した数値(複合建築物の非住宅部分を二以 平均日射熱取得率、 に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均し にあっては年間熱負荷係数を用途及び地域の区分に応じて同令別 と認める方法により算出された数値を、複合建築物<u>の非住宅部分</u> <u>又は</u>国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法 単位外皮平均熱貫流率若しくは住棟単位冷房期平均日射熱取得率 ては同令第1条第1項第2号イ(1) (i)及び(2)(i)の外皮平均熱貫流率若しくは冷房期の 同号/ (1) の住棟単位外皮平均熱貫流率若しくは (崩) 及び (2) (i) 及び(2) (ii) の住棟

## 2. 推奨事項

販売・賃貸事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、 エネルギー消費性能を表示する場合においては、次の事項に配慮するものとする。

# (1) 表示事項

表示を行う事項については、1の(1)の表示事項に加え、一次エネルギー消費量を算出した場合にあっては、基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量を表示することが望ましい。この場合において、非住宅建築物にあっては基準省令第1

令別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除した数値とする。以下同じ。)又は国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値を、住宅にあっては同号イ(1)の外皮平均熱貫流率若しくは冷房期の平均日射熱取得率又は国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値を、複合建築物にあっては同号イ(1)の外皮平均熱貫流率又は冷房期の平均日射熱取得率及び年間熱負荷係数を用途及び地域の区分に応じて基準省令別表に掲げる数値で除した数値を、それぞれ表示すること。

### 2. 推奨事項

販売・賃貸事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する場合においては、次の事項に配慮するものとする。

# (1) 表示事項

表示を行う事項については、1の(1)の表示事項に加え、一次エネルギー消費量を算出した場合にあっては、基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量を表示することが望ましい。この場合において、非住宅建築物にあっては基準省令第1

第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値を延べ床面積 び基準一次エネルギー消費量の算出方法により算出された数値か ルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネ ら、同令第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項及び第5条 エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により エネノギ <u>第1項第2号ロ(1)</u>の設計一次エネルギー消費量及び基準一次 ルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出 条第1項第1号イの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネ で除した数値を表示することとする。 <u>同令第1条第1項第3号ロ(1)</u>の設計一次エネルギー消費量及 算出された数値から、 された数値から、 次エネルギー消費量を減じた数値を、住宅にあっては同令第1条 ·<u>次エネルギー消費量を減じた数値を</u>、複合建築物にあっては 一消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣が 同令第2条第1項及び第3条第1項のその他 同令第4条第1項及び第5条第1項のその

(2) (器

条第1項第1号イの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法<u>により</u>、住宅にあっては<u>同項第2号ロ(1)</u>の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法<u>により</u>、複合建築物にあっては<u>同項第3号ロ(1)</u>の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法<u>によりそれぞれ</u>算出された数値から、基準省令第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値を延べ床面積で除した数値を表示することとする。

(2) (器)

附

則